

弘前市非常勤職員（消費生活相談員）募集要項

消費生活に関する一般相談及び苦情相談受付処理業務に従事する消費生活相談員を募集します。

1. 募集職種、業務内容及び採用予定人数

募集職種	業務内容	採用予定人数	採用予定日
消費生活相談員 (非常勤職員)	消費生活に関する一般相談及び苦情相談受付処理業務	1人	平成31年1月1日

2. 応募資格 消費生活相談員等の資格や知識または経験がなくても応募が可能ですが、資格や知識を取得しようという姿勢が求められます。

3. 雇用期間 平成31年1月1日から平成31年3月31日まで。
以降、本人の勤務状況等により1年毎の更新の可能性あり。

4. 勤務場所、勤務時間等

配属先	勤務場所	勤務時間等
弘前市市民生活センター（ヒロロ3階ヒロロスクエア）	弘前市市民生活センター（ヒロロ3階ヒロロスクエア）	休日：毎週月曜日と、土曜日・日曜日のどちらかを基本とし、シフトにより設定。 勤務時間：週30時間勤務のシフト制（早番8：30～15：15、遅番10：15～17：00）

5. 休暇 年次有給休暇は、2か月間良好に勤務した場合、雇用された日から2か月経過後に1日を付与。4か月間良好に勤務した場合、雇用された日から4か月経過後に1日を付与。
雇用された日から6か月を超えた場合10日を付与。

6. 報酬等

- (1)報酬 月額100,500円。※勤務経験に応じて103,000円を上限に昇給。
(2)資格報酬加算 消費生活に係る資格（消費生活相談員、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー）については、月額5,000円を上限に支給。
(3)付加報酬 距離に応じて7,100円を上限に支給。
(4)割増報酬 雇用期間が6か月を超えた場合には、6月と12月にそれぞれ75,000円を上限に支給。

7. 社会保険等 社会保険及び雇用保険に加入。

8. 応募方法 市民生活センターへ事前連絡の上、市販の履歴書に必要事項（氏名、生年月日、押印、住所、電話番号、学歴、職歴、免許・資格、志望動機）を記入し、顔写真を添付の上、市民生活センターへ持参または郵送により提出してください。

9. 申込先 〒036-8003 青森県弘前市大字駅前町9-20
弘前市市民生活センター ヒロロスクエア（ヒロロ3階）

※受付期限

持参の場合は、平成30年12月14日（金） 17時まで（必着）
郵送の場合は、平成30年12月14日（金） 必着

10. 面接日及び場所 面接は、平成30年12月19日（水）午前9時からヒロ口3階多世代交流室で行います。詳細は後日お伝えします。

11. 問合せ先

雇用条件について：人事課人事評価担当（電話0172-35-1119）

業務内容について：市民生活センター（電話0172-33-5830）